

○ 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
業務規程例		業務規程例	
別添		別添	
第1章 (略)		第1章 (略)	
第2章 業務の実施体制等に関する事項		第2章 業務の実施体制等に関する事項	
第4条～第6条 (略)		第4条～第6条 (略)	
(遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等)		(遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等)	
第7条 使用する遊漁船の総トン数又は長さ、定員、通信設備、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。		第7条 使用する遊漁船の総トン数又は長さ、定員、通信設備、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。	
2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。		2 (新設)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
(従業者等の教育・訓練)		(従業者等の教育)	
第9条 (略)		第9条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 事業者は、自ら及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。		3 (新設)	
第3章・第4章 (略)		第3章・第4章 (略)	
別表1～別表7 (略)		別表1～別表7 (略)	
別表8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法		別表8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法	
周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)	周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
() 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布する。	一般的事項 * () 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * () 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * () 航行中、波の影響により船体が動揺することから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * () 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * () 救命胴衣及び救命浮環の保管場所及び使用方法 * () 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 * () 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等(船に	() 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布する。	一般的事項 * () 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * () 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * () 航行中、波の影響により船体が動揺することから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * () 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * () 救命胴衣等の保管場所 (新設) * () 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等(船に

	備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域 に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着 用すること ()その他() 磯等渡しの場合 * () 磯等渡し及び磯等の上においては、救命胴衣等を着用 すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連 絡方法 ()その他()
(略)	(略)

	備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域 に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着 用すること ()その他() 磯等渡しの場合 * () 磯等渡し及び磯等の上においては、救命胴衣等を着用 すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連 絡方法 ()その他()
(略)	(略)

別表 9・別表10 (略)

別表 9・別表10 (略)